

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年7月5日(火)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

2番	吉川保男
3番	曾束竹司
4番	芝田清
5番	岡井温宣
6番	岸田正次
7番	岸本勇
8番	中村末春
9番	田中壽嗣
10番	内田孝司
11番	酒部治雄
12番	辻本嘉亨
13番	西村裕
14番	奥田富和
15番	小西義清
16番	三宅美子
17番	吉川隆
18番	吉川倫子
19番	山田光夫
20番	林勉
21番	林吉一
22番	曾束照雄

4. 欠席委員 1番 藪内義成

5. 会議録署名委員 7番 岸 本 勇
 8番 中 村 末 春

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	荒 木 ま り 子

7. 議 事

議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1の 決定について（利用権設定）
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項 の決定について（所有権移転）
報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出について（5条届出）

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、ご案内をしておりました時刻になりましたので平成28年第7回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。

なお本日は、藪内委員から欠席届を頂いていますのでご報告します。

それでは、開催にあたりまして奥田会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転)
- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出)

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。7番の岸本委員、8番の中村委員でございます。よろしくをお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)を議題とします。

事務局説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる6月27日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

2番 吉川保男委員

5番 岡井委員

9番 田中職務代理者

11番 酒部委員

15番 小西委員

21番 林吉一委員

(事務局)

22番 曾東照雄委員

事務局3名と都市整備課1名により実施しております。

すみません。お配りしました議案書の方が、表紙の部分でございしますが、現地調査日5月25日となっております。

正しくは、6月27日でございます。大変、失礼致しました。申し訳ございません。

それでは、受付番号30について議案書1ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧下さい。

利用権の設定については、本日3件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第1号受付番号30の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号30の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第1号受付番号30の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号30の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

- (会長) 続きまして受付番号31について事務局説明願います。
- (事務局) それでは、議案第1号受付番号31について議案書2ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。
会長よろしく願います。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第1号受付番号31の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件受付番号31の該当地については、特に問題ないものと思われます。
- (会長) 議案第1号受付番号31の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。
- はい。●●委員。
- (●●委員) これ、草ボーボーやねんけど大丈夫やろな。
- (事務局) はい、この写真上、下草の方が生えておりますけども、現地調査実施しました27日現在では、トラクターを入れてすいておられましたので、特に問題はないかと思えます。
- (会長) ●●委員よろしいですか。
- (●●委員) はい。
- (会長) 他にございませんか。

(会長) これは、貸さはるということやけど、前からずっと善良に管理してはったんかね。出来ひんから貸さはったんですか。

(事務局) そうですね、この当該農地につきましては、従前から耕作が出来ず草が生えておるような農地でございました。

こちらの方から指導文章を送らして頂いたところ、農地を貸したいというような申し出がございまして、この度、●●●●さんの方にお声掛けをさせて頂きまして、利用権設定をしたというような運びでございます。

(会長) ということは、不耕作地の解消が進んでいくということやねんな。

(事務局長) そうですね、この度、従前から利用状況調査をして頂きまして、事務局の方から改善を求めて適正な管理という文章を送らせて頂いてたんですが、この度、意向調査というところまで文章を送らせて頂きまして、その意向に基づいて貸したいという申し出を頂きましたので、今回、●●●●さんということで認定農業者の●●●●さんの方に貸し借りが結びついたということで荒廃地の解消に繋がったというところでございます。

(●●●委員) すみません、これ何を作りはりますねん。

(事務局) はい、ネギの作付けをされるというように聞いております。

(●●●委員) 浸からへんのか。

(事務局) 実際にここの水田を周りでされている期間につきましては、このような形で保全をしておいて、水が浸からない。

(会長) 稲刈りしてからやな。

(事務局) そうですね、秋が終わってからネギの作付けをするというふうに聞いております。

(●●委員) そやな、水いっぱいやからな。

(事務局長) そうですね。

(会長) よろしいですか。

(●●委員) はい。

(会長) はい、他に。

はい、●●委員。

(●●委員) これちょっと事務局の方に聞くけど、この写真ね、現地調査の時は、刈ってはったんでしょ。

この写真は、やっぱり現地調査の写真を載せてくれてるはずやねんな、今までな。それがこれなんかずっと見てたらそういう意味で、やっぱり誤解も招くし、わざわざそういう説明もせんならんし、だからやっぱりこれに載せるのは、現地調査の時の写真を載せるということをそこは、徹底した方がいいんじゃないですか。

(事務局長) はい、分かりました。

この写真については、前日の写真でございまして、前日にちょうど田をすかれた状態になっておりましたので、●●委員がおっしゃって頂いてます当日の写真ということで、今後、徹底の方をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(会長) それで事務的に時間は、それであんねんね、事務的にどやねん。

(事務局)

はい、大丈夫です。

(会長)

まあ、そういうことでお願いしたいと思います。

他にございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号31の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして受付番号32について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号32について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第1号受付番号32の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号32の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第1号受付番号32の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(会長)

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号32の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

それでは、議案第2号受付番号10「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権移転）」を議題とします。

事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号10について議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。こちらも所有権の移転については、2案件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく願います。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●委員)

議案第2号受付番号10の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号10の該当地については、ちょっと草ありますけども、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第2号受付番号10の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号10の可否

(会長) について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号 1 1 について、事務局説明願います。

(事務局) それでは、議案第 2 号受付番号 1 1 について議案書 5 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 5 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●委員) 議案第 2 号受付番号 1 1 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号 1 1 の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) 議案第 2 号受付番号 1 1 の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 1 1 の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

これで、審議は終わります。これより報告に入ります。

(会長) 続きますして、報告第1号受付番号7農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出)を事務局報告願います。

(事務局) それでは、報告第1号受付番号7について議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

本件については、6月27日に現地調査をさせていただきましたして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願ひします。

(会長) 報告第1号受付番号7の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問が、ないようなので続きますして受付番号8について、事務局報告願います。

(事務局) それでは、報告第1号受付番号8について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

本件については、6月27日に現地調査をさせていただきましたして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願ひします。

(会長) 報告第1号受付番号8の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

(会長) ご意見ご質問がないようなので、続きまして受付番号9について、事務局報告願います。

(事務局) それでは、報告第1号受付番号9について議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

本件については、6月27日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 報告第1号受付番号9の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問が、ないようです。この月の審議は、量的にも少なく、色々、審議を頂くような案件も少なかったようです。これで予定した議案と報告は終わります。

午後2時16分 終了